

わたしたちの生活と

シリーズ ⑱

市町村合併

「国の動き(その2)」

今回は、6月号に引き続き、総務省のホームページから国の主な市町村合併への取組みとして、「合併特例法」による支援策について具体的に紹介します。

(詳しくは、総務省HPの合併相談コーナー

<http://www.soumugo.jp/gapei/index.html>)

合併支援プランと支援策

合併に対する支援は？

市町村の自主的な合併が円滑に行われるよう、さまざまな支援策が用意されています。

①合併後のまちづくりを手厚い財政措置で支援します。

合併直後の市町村では、地域間の道路整備や住民サービスのための施設整備、格差是正のための施設整備など新たなまちづくりのために多額の経費を要します。これを支援するため、財政上の手厚い特例措置が設けられています。

諏訪地域の6市町村が合併した場合、主な合併推進のための財政措置を参照。

②合併後の財源を保障します。

合併すると、スケールメリットによりさまざまな経費が節約されますが、合併後直ちに節減できる

ものではありません。このため、

地方交付税は合併後一定の期間、合併しなかった場合と同様に算定し、財源を保障しています。

※スケールメリット…費用が、規模の拡大につれて低下すること。

諏訪地域の6市町村が合併した場合、主な合併推進のための財政措置を参照。

③議員の定数・任期の特例があります。

旧市町村の住民の意見を反映しやすくするため、合併後一定の間、旧市町村の議員がそのまま新市町村でも議員でいることができたり、定数の特別枠を設置することができるとの特例が設けられています。

諏訪地域の6市町村が合併した場合、

定数特例を活用する場合は

38名(法定)×2=76名

※6市町村の人口の合計は、約21万人。自治法の上限定数は、人口20万以上30万未満の市では38人です。

在任特例を活用する場合は

現在の6市町村の議員数は117名で平成19年3月31日まで延長が可能。

④市町村合併アドバイザーの制度があります。

講演会、研修会などに学識経験者や総務省職員を派遣し、市町村合併について幅広くアドバイスします。

平成12年度は41件の派遣を行いました。

⑤各省庁連携による市町村合併支援プランがあります。

道路や地域情報通信網の整備といった公共事業の優先採択・重点投資、合併に際しての各種障害除去対策等、合併関係市町村の一体化に資する関係省庁の58の連携支援策。

「市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)」の概要

(昭和40年法律第6号)

●平成17年3月31日までに行われた市町村の合併について適用

1 趣旨 (第1条)

市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資することを目的とする。

2 合併協議会 (第3条)

合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置する。

3 市町村建設計画 (第5条)

合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村、都道府県が実施する事業等を内容とする計画を作成する。

4 地域審査会 (第5条の4)

合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議又は

必要な事項につき意見を述べる審議会(地域審議会)を置くことができる。

5 議会の議員の定数・在任に関する特例 (第6条・第7条)

(1) 新設合併の場合

1) 定数特例を活用する場合(設置選挙を実施)議員定数の2倍まで定数増(最初の任期)

2) 在任特例を活用する場合合併前の議員が2年までの期間在任が可能

6 農業委員会の委員の任期等に関する特例 (第8条)

選挙による委員は、一定数以内、一定期間に限り、引き続き在任することができ。

7 地方税に関する特例 (第10条)

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

(次ページに続く)